

自動車をお持ちの皆さんへ

## 自動車税の納期限は6月30日です

自動車税の納期限は、6月30日(月)です。忘れずに、お近くの金融機関や郵便局で納めてください。

県では、6月3日に、自動車をお持ちの皆さんに平成20年度分の自動車税納税通知書をお送りしています。納税通知書を開封後は、税額などを確認のうえ、切り離したり折り曲げたりせずに、そのままお近くの金融機関や郵便局で納付してください。

## 休日開庁・窓口延長について

お仕事の都合などにより平日納税できない方のために、6月28日(土)と29日(日)の2日間は、県内全ての地域県民局県税部で納税窓口を開設します。また、6月23日(月)から27日(金)までと30日(月)の6日間は納税窓口の取扱い時間を午後8時まで延長します。どうぞご利用ください。

## 自動車税のグリーン化について

- ・平成19年度に新車新規登録された一定の低燃費車について、環境負荷の程度に応じ、税率がおおむね25%、50%軽減されています。
- ・平成7年3月31日(ディーゼル車は平成9年3月31日)までに新車新規登録された自動車について、税率がおおむね10%重課されています。

## 納税通知書同封の納税証明書のご活用を

自動車税の納税通知書には、車検の際に必要な納税証明書の用紙が同封されています。自動車税を納付の際、納税証明書の用紙に領収スタンプの押印を受けますと、納税証明書としてそのままご利用できますので、車検証と一緒に保管するなどして、車検の際にお役立てください。

## 納税証明書の交付について

自動車税の納税通知書に同封された納税証明書を紛失した場合などには、各地域県民局県税部や運輸支局に隣接する交通会館内の東青地域県民局県税部の窓口で申請して交付を受けることができます。

自動車検査証に記載されている所有者又は使用者の方ご本人が交付申請の手続を行う場合は、運転免許証など本人であることを証明する書類等、印章及び自動車検査証を持参してください。

本人以外の方が交付申請の手続を行う場合は、自動車検査証に記載されている所有者又は使用者の方からの委任状が必要です。また、実際に来所して交付申請の手続を行う方の運転免許証など本人であることを証明する書類等、印章及び自動車検査証を持参してください。

手数料は、継続検査（車検）を受ける目的で使用する場合は無料ですが、他の目的で使用する場合は、1部につき400円の県証紙が必要です。

## 自動車の登録について

自動車税は毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。

所有者の判定は、原則として運輸支局の自動車登録によって行っています。自動車を廃車にしたり、他の人に譲渡した場合や住所の変更があった場合などには、登録を変更する必要があります。登録をそのままにしておくとトラブルの原因となりますので、お早めにご確認ください。

また、引っ越しなどによりまだ納税通知書が届いていない場合には、お早めにお近くの地域県民局県税部へお問い合わせください。

## 身体障害者等に対する自動車税の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用する一定の自動車については、自動車税が減免になる制度がありますので、お近くの地域県民局県税部までお気軽にお問い合わせください。

## 自動車税の口座振替制度について

県では、自動車税の口座振替についての申込受付を行っています。

お近くの取扱金融機関、地域県民局県税部にお申込みください。

## 自動車税についてのご相談は

自動車税についてのご相談は、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

[ 県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/> ]